

業務区域	福井県		
対象建築物	<p>1. 床面積（法第20条第2項の規定に基づき別の建築物とみなすことができる部分が2以上ある建築物については、それぞれ別の建築物とみなしたときの床面積）が、5,000m²を超える建築物</p> <p>2. 床面積が5,000m²以下の建築物のうち一般財団法人福井県建築住宅センターが定める構造計算適合性判定業務規程の業務の範囲に含まれないもの</p> <p>3. 一の確認申請に係る計画において、構造計算適合性判定を要する建築物の部分が2以上で前2項に掲げる建築物を含む場合は、前2項に掲げる建築物以外の建築物</p>		
判定手数料 (非課税)	建築物の床面積 の合計	大臣認定プログラム 以外による構造計算	大臣認定プログラム による構造計算
	1,000m ² 以内	160,000円	120,000円
	1,000m ² 超 2,000m ² 以内	210,000円	150,000円
	2,000m ² 超 10,000m ² 以内	240,000円	160,000円
	10,000m ² 超 50,000m ² 以内	320,000円	200,000円
	50,000m ² 超	580,000円	320,000円
お受けできる 事務所	東京(本部) 大阪事務所		